

新潟市子どもの権利推進計画（案）に対するパブリックコメント及び市の考え方

No.	区分	頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	1 計画の策定にあたって	1	(1)計画策定の背景と趣旨 3 行目「子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに」を入れる。	ご意見の趣旨を踏まえ、1ページの当該箇所に「子どもがおとなと同じように、一人の人間として様々な権利が認められるとともに、」を追記します。	有
2	1 計画の策定にあたって	9	④として、「計画の対象」を入れる。一子ども・若者の定義が必要	ご意見の趣旨を踏まえ、9ページの当該箇所を「④計画の対象と進行管理」に修正し、本文に子ども条例第2条に規定する子どもの定義を記載します。	有
3	2 子どもを取り巻く現状と課題	34	②子どもの貧困「概要」4 行目「とりわけひとり親家庭における貧困状況は深刻です」を入れる。	ご意見の趣旨を踏まえ、34ページの当該箇所に「とりわけひとり親家庭における貧困状況は深刻です。」を追記します。	有
4	2 子どもを取り巻く現状と課題	35	「支援体制」に「ライフステージを通じた切れ目のない支援を総合的に進めていきます」を入れる	ご意見の35ページ「支援体制」は、現状と課題を記載する部分です。今後の施策については、【本市の対応】下図の施策体制において、「施策Ⅱ－1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援」にご意見の趣旨は盛り込まれていると考えているため、現状のままとさせていただきます。	無

No.	区分	頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
5	3 子どもの権利を守るために	44	子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保推進施策として、「市民活動団体との連携・支援」を入れてほしい。一子どもの権利の保障に努める市民および NPO 等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。	ご意見の趣旨を踏まえ、45ページ「I-3 多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発」の「取組の概要」に「市民団体や事業者団体など多様な主体との連携を図るとともに、」を追記します。	有
6	3 子どもの権利を守るために	46	子どもたちへのアンケート(P13～)の自由意見の部分の上から6番目に「体験学習的なもの」を希望する意見があるので、P45のI-4で示されているCAPプログラムを、P46のI-6の周知の項目でも活用し、具体的な方策として、子どもたち、保護者にCAPプログラムを実施してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、46ページの「I-6 学校や地域活動における子どもとおとなへの周知」に、「CAPプログラム」を追記します。	有
7	3 子どもの権利を守るために	46	I-6の『学校や地域活動における子どもとおとなへの周知』の一番目の●に、「子ども条例に関連したワークショップや学習会等の実施を促進します」とあるが、I-4の『子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進』の二つ目の●に載っている「子どもへの暴力を防止するための人権教育であるCAP等の活用を促進します」に差し替える。子どもへの暴力を防止するための人権教育であるCAP等は、大人にも子どもにも地域の人にも効果のあるプログラムなので、共通認識を持つためにも、I-4とI-6が同じものが効果的である。		

No.	区分	頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
8	3 子どもの権利を守るために	46	個別の必要に応じた支援として、「国籍の違いや性別による差別、障害に対する差別等子どもおかれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努める。」を入れる。	ご意見の趣旨を踏まえ、46ページの「Ⅰ－7 情報が届きにくい子どもへの配慮」に、「●国籍の違いや障がいの有無などに応じ、必要な配慮を行うよう努めます」を追記します。	有
9	3 子どもの権利を守るために	47	「人権オンブズパーソン」による相談・救済を入れること。一人権オンブズパーソンが、こどもの権利に関する相談や救済の申し立てを受付ます。また、学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をするなどにより、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。	47ページからの「一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済」においては、「Ⅱ－1 子どもの権利擁護機関の設置」、「Ⅱ－2 子どもが気軽に相談できる体制づくり」に記載のとおり、今後体制を整備していくこととしています。 本計画施行後、子どもの権利推進委員会からの意見や他都市の事例などを踏まえ、当該機関の名称や取組内容を含め、制度設計を行っていくこととしているため、ご意見の趣旨も踏まえ検討を進めていきたいと考えています。	無

No.	区分	頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
10	—	—	<p>子どもの権利についてのセミナーを受けました。不登校で悩む保護者たちからの話を照らし合わせると、不登校の子は子どもの権利を守られていないと思いました。親は自分の子どものために、皆と同じように学校に行く事。あたりまえにできない事を責めたり、脅したり、人格否定する言葉も出てしまいます。それが子どもの最後の砦の親が言葉や態度で出す事で、子どもは自信を失い、親子で苦しむ事になってしまいます。親も生まれてはじめて、子どもが学校に行きたくないと言う問題に直面して、どうして良いか分かりません。最初に不登校の問題に直面した親子にこそ、子どもの権利のパンフレットを一緒に見ながら、ただ、子どもの気持ちを受け止めて「あなたなら絶対大丈夫」と信じて見守る事。不安と劣等感でいっぱいの子を情報と支援で元気になって欲しいと思います。親も子も悪くなくて、どうしたら良いか分からないだけなので、子どもが学校に行きたくないと言われたら、子どもの権利をみんなで守る事で、不登校の数も減るのではないかと思います。</p>	<p>計画46ページにおいて、「I-6 学校や地域活動における子どもとおとなへの周知」として、様々な活動の機会をとらえ、子ども条例や子どもの権利についての理解を促進していくこととしています。</p> <p>また、「I-7 情報が届きにくい子どもへの配慮」においても、不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもへ情報を届けていくよう、配慮することとしています。</p> <p>いただいたご意見も参考としながら、不登校の子どもやその保護者にも、子どもの権利の理解が進むよう、取り組みたいと考えています。</p>	無